

多摩市地域活動サポート保険

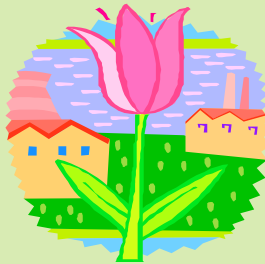
(自主ボランティア活動の保険)

現在、市内で多くのボランティアでいろいろな活動をしてくださっている方がいます。

その活動によって、市民どうしがお互いに助け支えあい、地域で安心して過ごすことができます。

しかしながら、その善意の活動中に不幸にも誰もが予測しない事故が起きたりすることもあります。

「多摩市地域活動サポート保険」は、皆さんに地域で安心してボランティア活動を行っていただけるように、万が一活動中にご本人がケガをされた場合や他人にケガをさせてしまった場合などのために、市が保険に加入し、体制を整えています。



1 保険の対象者

(1) 住民等で自らボランティアを行う団体、グループ、個人（NPO法人は除く。）

2 対象となる活動内容

下記の活動が「**継続的・計画的**」であり、「**公益性がある**」場合に対象となります。

(1) 環境・福祉・安全安心なまちづくりのための活動

地域清掃（公共の場所（公園・市街地・街路等）の清掃）・環境美化活動・資源回収活動
交通安全活動
防犯・防火・防災活動
福祉施設等への援護活動
高齢者・障害者への生活支援活動

(2) スポーツ・文化活動

スポーツ・文化活動の指導

活動への参加者は対象となりません！（スポーツ活動等への参加そのものはボランティア活動とはいえないため）
活動参加者への補償のためには、別途、傷害保険等に参加する必要があります。

(3) その他の地域貢献活動

災害等の救助・支援活動

地域住民組織活動のうち、ボランティア活動といえるもの

例 自治会の役員の活動は、地域への貢献のボランティア活動とし、対象となります。会員の方の活動は対象なりません。

ただし、地域清掃活動など活動内容がボランティア活動とされるものは、会員でも対象とします。



< 地域住民組織活動 団体別保険適用表 >

= 適用 × = 適用外 = 条件により適用

団体の種類	・団体の運営、行事など団体本来の活動中 ・団体の設立、活動目的に則した活動中				左記以外での公益性のある ボランティア活動中			
	役員 スタッフ	会員	行事等の 手伝い	行事 参加者	役員 スタッフ	会員	行事等の 手伝い	行事 参加者
子ども会		×		×				
PTA		×		×				
老人会		×		×				
婦人会		×		×				
青少協		×		×				
自治会		×		×				
管理組合	×	×	×	×				
自主防災 組織				-				
NPO法人	×	×	×	×	×	×	×	×
市民活動 団体 (法人格なし)		1		1				

1 団体の会員向け行事等の活動は、原則として当保険の対象とはなりません。

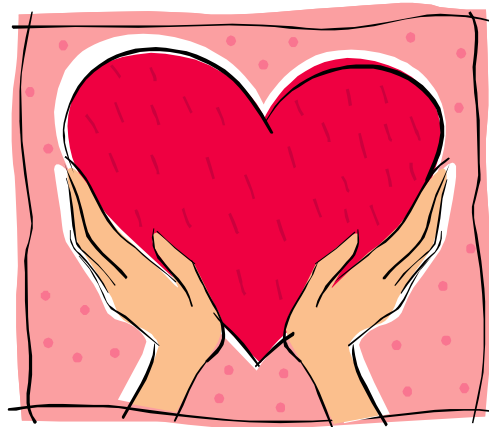
ただし、団体の活動目的に則した活動自体が公益性のあるボランティア活動である場合は、会員・参加者とも当保険の対象となります。(例：地域清掃をすることを目的として設立した団体の場合等)

* 上記に関わらず対象外となるもの

- ・活動場所への往復途中の事故(往復中も活動とみなされる場合は除く。)
- ・活動に対して報酬が支払われる場合

3 保険対象とならない主なもの

- (1) 往復途上。(ただし、往復途上中でも活動とみなされるものは適用となります。)
- (2) 活動者の故意によるもの。
- (3) 交通事故など車両によるもの。(賠償のみ)
- (4) 地震や津波などの天災によるもの。
- (5) 親族などに対する賠償。
- (6) 脳疾患・疾病・心神喪失によるもの。
- (7) むち打ち症・腰痛で他覚症状のないもの。
- (8) 細菌性食中毒
- (9) 医療行為
- (10) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染等によるもの。
- (11) 有償の活動である場合。(交通費等実費の支給は除く。)
- (12) 日本国外における活動である場合。
- (13) 政治や宗教又は営利を目的とした活動である場合。
- (14) 自助的な活動又は懇親を目的とした活動である場合。
- (15) 危険度の高い活動である場合。
- (16) 職場などで行事として行う活動である場合。



4 保険の内容

(1) 賠償責任保険

活動中に活動者の過失により、第三者の身体・財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負った場合に支払われる保険金です。

区分	保険金額(上限額)	内容
身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	第三者の身体に損害を与えた場合
財物賠償	1事故 1,000万円	他人の財物に損害を与えた場合

(2) 補償保険(見舞金)

活動中に発生した急激かつ偶然な外来事故によって活動者が死亡・ケガした場合に支払われる保険金です。

区分	保険金額	内容
死亡	100万円	傷害事故を原因として事故の日から180日以内に死亡した場合
後遺障害	障害の程度に応じて3万円~100万円	傷害事故を原因として事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合
入院	入院日数に応じて1万円~15万円	傷害事故を原因として入院または通院を要することとなった場合
通院	通院日数に応じて5千円~6万円	

5 手続きについて

(1) 申し込み

原則として事前に登録をお願いします。(団体、グループ、個人のいずれも)

別添「登録用紙」を市民活動情報センターまたは総務契約課まで提出してください。なお、貴団体の窓口となる市の担当部署に提出していただいても結構です。

(2) 事故が発生したら、事故発生日より30日以内に下記連絡先にご連絡ください。

なお、保険適用の可否については、保険約款にしたがい、市と保険会社で事故内容および活動の内容を審査した上で決定しますので、調査確認等にご協力をお願いします。

- * 事前登録をする前に万が一事故に遭われた場合でも保険適用となることもありますので、お問い合わせください。ただし、別途詳細の調査が必要となる場合がありますので、ご了承ください。
- * 市からの依頼にもとづくボランティア活動中の事故については、別の保険制度がありますので、ご連絡ください。

6 連絡先・問合せ先

くらしと文化部市民活動支援課（市民活動情報センター・聖蹟桜ヶ丘駅前
ヴィータコミュニェ7階 関戸公民館フロア）

電話 042-376-8311

FAX 042-339-0491

総務部総務契約課管財係（市役所本庁舎3階）

電話 042-338-6858

FAX 042-339-1490

電子メールアドレス somukeiyaku@city.tama.tokyo.jp

